

別表

増改築等工事証明書

証明申請者		住 所	
		氏 名	
家屋番号及び所在地			
工事の種別及び内容	第26条第19項に規定する工事の種別	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
		第2号工事	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
		第3号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
		第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
		第5号工事	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
	第26条の3第4項に規定する改修工事（特定増改築等工事）		高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
工事の内容			
摘 要			

上記の工事が租税特別措置法施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕又は模様替に該当することを証明します。

上記特定増改築等工事の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

1	特定増改築等工事を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）	円
2	特定増改築等工事の費用の額	円
3	地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる特定増改築等工事の実施の有無	有 無
「有」の場合	(1) 地方公共団体から交付される補助金等の額	円
	(2) 地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又	円

○国土交通省告示第四百八号
租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項及び第十八条の二十三の二第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

「第四十一条第一項」の下に「又は第四十一条の三の二第一項」を、「建築士事務所に属する建築士に限る。」の下に「、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関」を加え、「同項第三号に規定する修繕若しくは模様替又は」を「同項第三号に規定する修繕若しくは模様替、」に改め、「同項第四号に規定する修繕若しくは模様替又は第二十六条の三第四項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替」を加える。

別表を次のように改める。

- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 8 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条より通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

- 補助金その他これに準ずるものの額を記載するものとする。
- ② 「「有」の場合」の「(2) 地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の欄には、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費の額又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の額を記載するものとする。
- (4) 「2から3(1)及び3(2)の合計額を差し引いた額」の欄には、「特定増改築等工事の費用の額」から「地方公共団体から交付される補助金等の額」及び「地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の合計額を差し引いた額を記載するものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について次により記載すること。
- (1) 「氏名又は名称」及び「住所」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた氏名又は名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所）を記載するものとする。
- (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- (4) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (5) 「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を記載するものとする。
- 6 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。